

静岡県地域史研究会報

—静岡県地域史研究会—

飯尾「元連」と飯尾連龍

小林輝久彦

引間飯尾氏についての研究は、坪井俊三氏の『浜松の歴史』（東洋書院・一九八三年）六、2「飯尾氏と引間城」の項が白眉であるが、最近は糟谷幸裕氏の『移行期の東海地域史』（勉誠出版、一〇一六年）第五章「項目」の「地域権力と戦国大名－遠州引間飯尾氏と今川氏」など優れた研究も出てきている。

ところで糟谷氏は同論文において、弘治三年（一五五七）十一月の今川義元判物（静岡県史資料編7中世三一二六〇〇、以下「静」+文書番号とする。）に登場する「元連」を引間飯尾氏の乗連の次代当主とされた連龍と元連と連龍の関係については、元連が連龍と改名した可能性も示唆しながら、ひとまず別人と見なしている。しかしやはり連龍は元連の更名为と考えよいのではないか。

直臣化を図るのは、隣国三河国でも見られる今川氏の方針であったが、これは国衆の反感を招く。現に弘治年間（一五五五～五七）には三河国で大規模な国衆の反乱が発生している（弘治合戦）。永禄三年（一五六〇）、桶狭間合戦における義元戦死後に乗連は隠居し、元連が相続したとみられるが、かかる今川氏の方針は次代の氏真にも継承され、永禄五年二月、改めて青谷弥太

根拠は右の義元判物に求められる。当該判物は、今川氏当主が青谷弥太郎に、引間領である浜松莊阿多古青谷村（浜松市天竜区）内の給恩分を直接安堵するというもので、引間飯尾氏の先主三河吉良氏以来従属してきた地侍青谷氏を、引間飯尾氏から切り離して直接支配下に置こうとしたものである。

国衆に服属していた地侍層の

に十分であつた。

こうして元連は今川氏からの独立を決意し、義元の偏諱であろう「元」字を捨てて、新たに連龍と名乗つたのではないだろうか。その時期は連龍の実名の初見史料である永禄六年三月以前である（静一三二一九）。これは永禄四年（一五六二）に「三州錯乱」を起こして今川氏に逆心した松平元康が、「家康」に改名したとされる永禄六年七月よりも早い。同年十二月、連龍は氏真の軍隊を引間領内に迎撃

して、激しい戦闘を開始した（静一三一七二ほか）。「遠州怨劇」

の始まりである。このとき二俣松井氏・犬居天野氏などの遠江国衆らが連龍に与同したが、首謀者は連龍であつたとみられる。

翌年の永禄七年四月、鷺津（湖西市）本興寺に家康の軍勢が乱入し、連龍と家康が会見している（静一三三四九）。

連龍は早くから家康と同盟を結んでいたとみるのが相当であろう。家康は遠州怨劇の混乱を利用して今川氏の反抗を封じ、領内での一向一揆の鎮圧にも成功して、永禄八年に三河国を平定した。しかし連龍は氏真から一旦逆心を赦免されたものの、結局同年に成敗された（静一三四三二）。連龍の独立の夢は潰えたのである。

例会告白要旨

三月例会

静岡県教育会館地階D会議室

三月二日（土）（八名参加）

近世天領の廻米制度について

（廻船差配人の動向を中心につ

柴雅房

本報告は、主に県内史料を活用し、近世後期における韋山代官（韋山役所）支配地の廻米（年貢米の江戸等への輸送）の実態を明らかにしたものである。

一 廻米の実態

近世後期、韋山代官（韋山役所）支配地は伊豆国と駿河国駿東郡・富士郡において支配替えを頻繁に行いつつも、約2万石程度で推移している。ここから江戸の浅草御蔵等に向け、毎年廻米が行われた。

廻米のプロセスは以下の通りである。勘定所では代官からの検査の結果報告を受けて、その年の納入高、納入先、納入時期、運賃を代官に指示。代官は廻米を担う廻船（御城米船）の調達

を始める。調達方法については、

伊豆国沿岸部の村々が自前で船を調達したのに対し、伊豆国内陸部や駿河国では廻船差配人が代官から調達業務を請け負っている。

廻船差配人には廻船問屋に限らず資力のある地元商人が任用された。沼津の江戸屋直右衛門、駿府の野崎彦左衛門、戸田の井田屋亀三郎、江ノ浦の善十郎といつた名が見られる。ただし、文化・文政期に限っては江戸の納宿・札差と思われる日向屋藤兵衛、伊勢屋長右衛門などが年貢収納や買納の手配も含め一括して請け負っている。

廻船差配人による廻船調達は、代官の後ろ盾の下、かなり強引に行われていたようだ。船主にとって御城米船に指定されることは、安定的な賃料収益が見込める一方、廻米期間に他の仕事が受けられないなどのデメリットもあった。御城米船の船籍は、戸田をはじめ伊豆が多いのである。

浦賀も若干見られる。

廻船調達の目途が立つと、代官は村々に対し、積立湊、積立高、積立時期を廻状によつて指示した。主な積立湊は、伊豆国沿岸部の村々が熱海、下田、手石、日高、宇佐美。伊豆国内陸部の村々が土肥、三津、塩久津。駿河国村々が沼津湊であった。

二 廻船調達の競合

幕府は延宝期に全國の天領に定期的に廻船を手配するため、廻船調達体制を整備。具体的には西廻り航路沿岸に対しては大坂代官と大坂の廻船差配人が、東廻り航路沿岸に対しては江戸の廻船差配人が廻船調達を請け負うこととした。大坂と江戸を結ぶ東海地域については、別に桑名商人敦賀屋庄右衛門と掛塚湊の高塚屋伊左衛門が廻船差配人として廻船調達を請け負つた。しかし実際のところ2人が廻船調達を行つたのは、ほぼ美濃・伊勢に限られ、特に伊豆では地元の廻船差配人との間で激しい御城米船の争奪戦を繰り広げて

藩も加わった。こうした中、維新期には伊豆・駿河における地元商人による廻船調達は行き詰まりを見せ、灘の嘉納治郎作などが主導する全国的な廻船調達体制への依存を強めていく。

るとはいえ、現時点では研究が十分になされていとは言い難い。本報告では、駿河の地域の諸集団・諸勢力の動向を検討して地域社会の多元的な構造を描き出し、地域社会に対する今川氏の支配のあり方を再考してみたい。

五月例会 五月二十五日(土)
静岡市歴史博物館講座室 (二十
名参加)

駿河の戦国地域社会からみた今
川

中世・戦国史研究においては、廣田浩治
地域権力から一定程度自立した諸
集団が地域ごとにまとまりをも
つ「地域社会」を形成していた
とする認識が定着している。戦
国期の基本的な領主と評価され
る「戦国領主」「国衆」の支配
領域も、そうした地域社会を基

盤にして、いることが多い。こうした状況のなか今川氏の領国駿河については、その領国支配制度の研究には数多くの成果があるが、これに対する地域の諸集団や社会の下からの動向や対応は、近年再び研究が現れつつある。

志向した可能性があり、都市商業人や廻船商人に対する多彩な諸役賦課制度を整備した。駿府の豪商松木氏は今川氏から給恩を与えられて京都往来の奉公をつとめ、小柳津藤次郎も今川一族瀬名氏の被官で、「中間」(おひな)そらく今川氏の中間身分)となつてゐる。今川氏や、駿東の幕主山氏のような「戦国領主」「国民党」以外には、流通の編成支配を行つてゐる領主はみられない。

村落がつくる地域社会については、駿河でも蜂ヶ谷若宮八幡宮の修造棟札にみるよう百姓・政所・領主がつくる村落住民自治が存在し、浅服六郷のうちでも北浅間神社を信仰する地域集団（浅服浅間衆）がみられた。

た。安倍郡の郷や村では、俵峰の杉山氏（後の安倍七騎の一つ）や浅服浅間衆の藤島氏のような村の侍衆が現れ、杉山氏は今川氏と給恩・奉公の関係を結んで家臣化した。安倍西河内の朝倉氏も広域支配を行う「戦国領主」、「国衆」とはいえず、村を基盤にした土豪・侍衆であると考える。駿河では十六世紀中盤から村の侍衆が多く現れ、その文書（いわゆる地下文書）が増えていく。今川氏は郷や侍衆に陣夫役や棟別錢を負担させ、侍衆を軍事力に編成し、杉山氏に対しうてはその一族所領相論にまで裁許を与えていた。安倍郡山間地は駿府への材木供給地でもあり、また今川氏真と武田信玄の戦闘では「山々の一揆中」「井

柳津藤次郎が清水に廻船業の拠点を形成し、駿河・遠江・伊豆の湊を行き来して商いを行つた。ここから駿河湾と周辺一帯の海上交通の上で清水が中心地になりつつある動きがうかがえる。今川氏は駿府や清水を軸に駿河の海陸の流通秩序の再編を起請による紛争解決を行つた。こうした村落が連合した郷の結合（浅服六郷など）も駿河各地でみられる。安倍郡山間地では朝倉氏を中心に安倍西河内という村落のまとまりがあつ

河・安倍の一揆中」として活動している。「戦国領主」「国衆」がいないこうした地域では、村落がつくる諸関係が地域社会を動かしていた。

領主支配については、駿河では東部の葛山氏・富士氏以外は、「戦国領主」「国衆」といえる領主はみられない。朝比奈氏・岡部氏・関口氏などの上級家臣や、海老江氏のような中級の家臣をみると、各地に分散した所領を支配する形態が主である。こうした所領支配の形態は、所領を一か所に集中させない今川氏の所領政策の賜物かも知れない。今川氏は岡部氏・関口氏に対しても所領の一時没収を行い、菩提寺領と家臣所領の替地を行っている。また駿河では遠江・三河と異なり、駿府に滞在して今川氏に奉公する領主が一定程度存在した。こうした状況のなかで家臣は今川氏の承認を得ながら独自のネットワークを地域のなかに構築していく。岡部氏は浅間社別当寺や今川氏菩提寺増善寺と関係を結び、開発や

所領寄進を進めた。また駿河では今川氏料所・家臣領・寺院領・駿府滞在公家の所領の間で支配が重層しており、その間で紛争が発生すると、関口氏や朝比奈氏は在地や寺院からの要求に対応して紛争解決に当たつている。岡部氏は今川氏の裁許で耕作放棄を命じられた高田の村を維持して増善寺に寄進しており、地域の維持という点では今川氏の命令に従順だったわけではない。今川氏は所領の替地や没収を行いつつも、家臣・寺院・村落がつくる地域の関係に対しては、それに配慮して紛争解決を進める支配を行っていた。

「戦国領主」「国衆」がいい駿河中西部では、村落・都市・商人・領主・寺院から成る多彩な勢力が地域社会を動かしている様相がみられる。地域社会はこうした諸関係をふまえた支配を行う権力として、今川氏の正当性を支持したであろう。こうした支配のあり方は「戦国領主」「国衆」がひしめく遠江・三河の領国支配とは異なる面が

大きい。大名領国支配は単一のあり方をとっているとは限らない。駿河・遠江・三河を含む統一的な流通構秩序が存在したわけでもない。領国内の地域構造の差異にも留意していく必要がある。(四月例会平林報告の報告要旨については、次号掲載とさせていただきます)。

☆
例会案内
七月例会
一、日時 七月二十七日(土)
二、会場 静岡県教育会館 D 会議室
午後三時
三、報告者及び報告名
〔本多正信の台頭〕 本多隆成氏
※なお、例年通り、幹事会を二時半より行います
ので、会長並びに顧問・幹事の方は遅れないよう
にお集まりください。
〔事務局より〕

1、歴史隨想のストック
がなくなりました。県内の
内容で書ける方はぜひ
投稿ください。
2、例会報告について
十月は原田千尋氏著『今

川義元』の書評会です。書評者は、前田利久氏・小林輝彦氏・森田香司の予定です。十一月以降はお一人決まりますので、報告希望の方は、会長または事務局森田まで連絡下さい。

静岡県地域史研究会報 第255号 2024年7月5日発行

静岡県地域史研究会

会長 小和田哲男

事務局長 森田香司(090)7023-0733

会計担当 北村 啓(090)4230-6530

[会費納入先]

北村啓気付

郵便振替口座 00880-3-63062

年会費 4000円(次年度より 3000円)